

## 旭市「広報あさひ」広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「広報あさひ」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、旭市広告掲載基準要綱（平成25年旭市告示第202号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載する広報紙は、毎月1日に発行する広報紙とする。  
ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

### (広告の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次の表のとおりとする。

区分	大きさ
1号広告	縦5.0cm×横8.7cm
2号広告	縦5.0cm×横17.8cm

### (広告掲載のページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、別表に定めるとおりとする。

### (広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、広報紙及び市ホームページ等により行うものとする。

- 2 前項の募集は、毎年1月に翌年度分の広告掲載について行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、掲載枠に空きが生じたときは、当該年度分の広告掲載希望者を随時募集するものとする。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、「広報あさひ」広告掲載申込書（第1号様式）により、次の各号に掲げる書類を添付して申し込むものとする。

- (1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
  - (2) 掲載しようとする広告案
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定による申込みの締め切りは、広告の掲載を開始しようとする広報紙の発行日の属する月の2月前の20日とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- 3 広告掲載の申込みは、1掲載号につき1枠とし、同一年度に発行する複数の掲載号において行うことができるものとする。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条の規定により提出のあった申込書について、要綱に基づき速やかにその内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果を「広報あさひ」広告掲載可否決定通知書（第2号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。
- 3 市長は、広告掲載希望者の数が第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により掲載を決定する。この場合において、順位が同じ広告が複数あるときは、掲載希望回数の多いものを優先する。
- (1) 第1順位 旭市内に事業所等を有するもの
  - (2) 第2順位 前号に掲げる以外のもの
- 4 前項に規定する方法によっても、広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。
- （広告原稿の作成及び提出）

第8条 前条の規定により掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長が指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第9条 1掲載号の1枠当たりの広告掲載料（消費税及び地方消費税を

含む。) は、次の表のとおりとする。

区分	広告掲載料
1号広告	15,000円
2号広告	30,000円

2 広告主は、市長が指定する期日までに、当該年度分の広告掲載料を一括で納付しなければならない。

(広告の内容等の変更要求)

第10条 市長は、広告が掲載に適さないと判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更が行われないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の中止)

第12条 広告主は、自己の都合により広報紙への広告掲載を中止することができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を中止するときは、広告主は「広報あさひ」広告掲載中止申出書(第3号様式)により、中止を希望する広報紙の発行日の2月前の1日までに市長に申し出なければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

3 前項の規定により広告掲載を中止した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第13条 市は、広告主の責めに帰することができない理由により、広報紙に広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった回数に応じ、納付済みの広告掲載料を広告主に返還するものとする。
- 2 広告掲載料の返還を受けようとする者は、「広報あさひ」広告掲載料還付請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。
- 3 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第14条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 第三者から、広告の内容等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

- 第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

広告の掲載ページ、位置及び枠数

（16ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
11～14ページ	最下段	1号広告×2枠又は2号広告×1枠

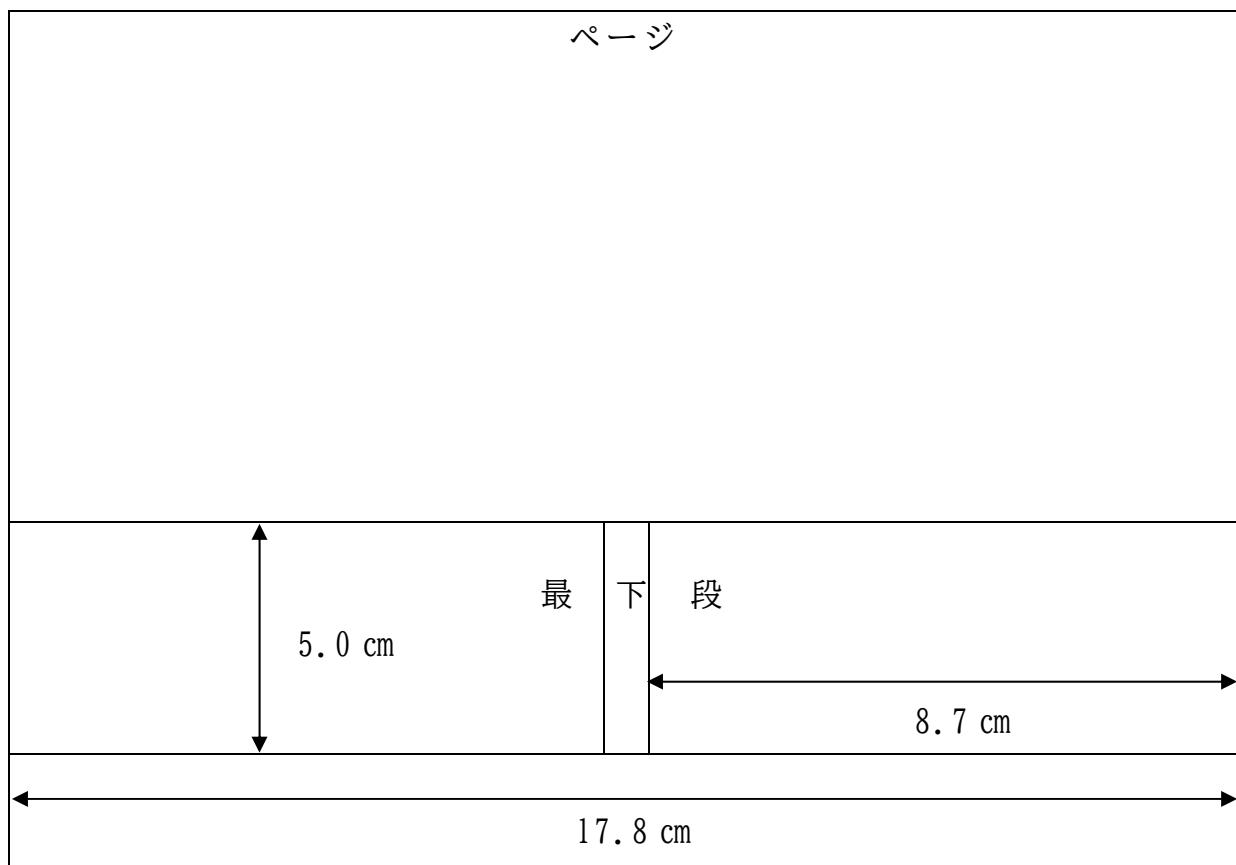
（20ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
15～18ページ	最下段	1号広告×2枠又は2号広告×1枠

（24ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
19～22ページ	最下段	1号広告×2枠又は2号広告×1枠

注：広報紙の編集に支障があるときは、掲載ページ、掲載位置を変更することがある。



第1号様式（第6条関係）

「広報あさひ」広告掲載申込書

年　月　日

旭市長　米本　弥一郎

所在地

名称

代表者氏名

旭市「広報あさひ」広告取扱要領の内容を確認・同意の上で、同要領第6条の規定により、広告の掲載について、次のとおり申し込みます。また、旭市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。

広告媒体	広報あさひ		
広告の規格	1号広告　・　2号広告		
掲載希望期間 (回数)	年　月号から　年　月号まで (計　回)		
連絡先	電話		
	FAX		
	E-mail		
	担当者		

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- 2 掲載しようする広告案
- 3 その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第7条関係）

「広報あさひ」広告掲載可否決定通知書

年　月　日

名称

代表者氏名　　様

旭市長　米本　弥一郎

年　月　日付けで申し込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定したので、旭市「広報あさひ」広告取扱要領第7条第2項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認します。
	<input type="checkbox"/> 承認しません。 (理由)
広告の掲載期間 (回数)	年　月号から　年　月号まで (計　回)
広告掲載料	円
納入期限	年　月　日
原稿提出期限	年　月　日

第3号様式（第12条関係）

「広報あさひ」広告掲載中止申出書

年　月　日

旭市長　米本　弥一郎

所在地

名称

代表者氏名

年　月　日付けで承認された広告の掲載について、旭市「広報あさひ」広告取扱要領第12条第2項の規定により、次のとおり掲載の中止を申し出ます。

掲載を中止する期間 (回数)	年　月号から　　年　月号まで (計　回)
-------------------	----------------------

第4号様式（第13条関係）

「広報あさひ」広告掲載料還付請求書

年　月　日

旭市長　米本　弥一郎

所在地

名称

代表者氏名　印

旭市「広報あさひ」広告取扱要領第13条第2項の規定により、広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求対象期間 (回数)	年　月号から　年　月号まで (計　回)		
請求金額	円		
振込金融機関	銀行 農業協同組合 金庫 信用組合	本店 支店 支所	
預金種目	1. 普通	2. 当座	
口座番号			
口座名義人 (カタカナ)			

備　考

口座名義人は、請求者本人としてください。